



Q. いじめ・体罰の現状と対応は

A. 関係機関との連携強化が重要

今村 一正 議員

Q

いじめに加え、体罰が表面化してきている。体罰と懲戒の区別も不明確になってきている。本町の現状と対応につき次の点を聞かぬか。

- ①不登校児童・生徒の中に、いじめ・体罰の原因はないか。
- ②いじめ・体罰の定義は。
- ③加害児童・生徒の出席停止はあったか。また加害児童・生徒に対する取り扱いは。

A

いじめ・体罰への教育委員会の取り組みは。

- ④いじめ・体罰への教育委員会の取り組みは。
- ⑤「校内いじめ対策委員会」「町いじめ問題等対策委員会」の構成メンバーと活動は。
- ⑥西委員会の情報公開はどのようにしているのか。
- ⑦体罰と懲戒として指導をどのように区別しているのか。
- ⑧家庭・地域との連携はどのようにとっているのか。

A

①過去に発生したが、先生と保護者が協力し、丁寧に対応した。よって短期間のうちに解消できた。体罰による不登校の事例はない。

②文部科学省の平成18年通知に基づいて判断している。

③出席停止の事例はない。取扱いの詳細は、町教育委員会の要綱に定めている。

④学校の取り組みへの支援と点検、研修会の設定などを行っている。また、相談体制の充実や警察・児童相談所等の関係機関との連絡体制づくりに努力している。

⑤「校内いじめ対策委員会」は、全職員による指導法の検討会を開き共通理解を図っている。

「町いじめ問題等対策委員会」は、学校の職員や関係係諸機関の担当職員の参加

により、ケース検討を通して基本的な研究を重ねている。

⑥西委員会の協議内容は、個人情報に関わるものであり、情報公開は行っていない。

⑦体罰等については、文部科学省通知を十分参酌し判断する。

⑧警察等関係機関との迅速・緊密な連絡体制を整える。町内在住の学校関係者の情報収集により、事案の早期発見と早期解決に努める。

